

鳥取地区工業用水道天日乾燥床汚泥収集運搬・処分委託仕様書

- 1 業務の名称 鳥取地区工業用水道天日乾燥床汚泥収集運搬・処分委託（以下「本業務」という。）
- 2 業務の場所 鳥取市古海
- 3 業務の概要 鳥取県企業局東部事務所敷地内の工業用水道浄水場の天日乾燥床内に堆積した汚泥を、収集運搬し、処分するものである。
- 4 履行期間 契約締結日から令和7年2月28日まで
- 5 業務の内容
 - (1) 本業務の対象施設（以下「対象施設」という。）及び予定数量
鳥取地区工業用水道浄水場天日乾燥床
汚泥の収集運搬 $V = 161 \text{ m}^3$
汚泥の処分 $W = 177 \text{ t}$
※収集運搬等数量については、実績数量により増減を行う。
 - (2) 本業務の内容
 - ア 鳥取市古海地内の鳥取県企業局東部事務所敷地内の対象施設から、堆積した汚泥（以下「当該汚泥」という。）を収集運搬し、処分する。
 - イ 本業務の作業内容は、次のとおりとする。
 - (ア) 対象施設内に堆積した汚泥（シルト分を含む粘性土〔凝集材混合沈澱土含〕）を小型バックホウで掘削し、集積する。
 - (イ) 集積した汚泥をバックホウでダンプトラックへ積み込む。
 - (ウ) 汚泥をダンプトラックで処分場へ運搬し、処分する。
 - (3) 当該汚泥の性状
当該汚泥の成分分析結果は添付資料のとおりとする。
なお、当該汚泥は、主に一級河川千代川から取水時に吸い上げた河床土砂で、これに浄水の過程でPAC（ポリ塩化アルミニウム）や液体苛性ソーダを注入し凝集させており、一定数量が蓄積した時点で天日乾燥床に排出し、天日乾燥させたものである。
- 6 一般共通事項
 - (1) 諸法規の遵守
本業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令、規程等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。
 - (2) 権利義務の譲渡等の禁止
受注者は、本業務に係る契約より生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
 - (3) 秘密の保持
 - ア 受注者は、業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受け

ないで業務関係資料等を第三者に閲覧させてはならない。

イ 受注者は、本業務に従事する者並びに（４）の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びその使用人に対して、アの規定を遵守させなければならない。

ウ 発注者は、受注者がア及びイの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

エ アからウまでの規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

（４）再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

（ア）再委託の契約金額が本業務に係る業務委託料の額の 50 パーセントを超える場合

（イ）再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

なお、収集運搬及び処分については業務の中核となる部分であるため、特段の理由がある場合を除き、認めない。ただし、収集運搬のうち掘削、積込作業にあたっては業務の中核にあたらないことから、発注者の承認を受けることで契約の履行を第三者に委託することができる。

（５）仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

（６）損失負担

受注者は、本業務の実施に伴い発注者に被害を与えた場合は、直ちに発注者に報告し、損害を賠償すること。

また、第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において補償を行うこと。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由によるときはこの限りでない。

7 特記事項

（１）業務責任者

ア 本業務を円滑に遂行するため業務責任者 1 名を選任するものとする。

（２）業務責任者の交代

本業務の円滑な遂行のために、履行期間中は業務責任者の交代を認めない。ただし、本人の退職、病気等による特別な事情がある場合、又は本業務の履行に不適任と発注者と受注者の双方が認めた場合はこの限りでない。

なお、交代を行う場合は、受注者は速やかに業務責任者の変更届を提出し、発注者の承諾を得なければならない。

（３）提出書類

受注者は、次の書類を発注者に提出すること。

ア 業務責任者選任通知書 1 部

イ 業務計画書等 1 部

ウ 業務報告書 1 部

業務報告書は、現地作業が完了したときに提出するものとする。その際、作業状況写真を添付すること。

また、産業廃棄物管理票の D 票（当該汚泥を処理したものを、最終処分業者に処分する場合は E 票を含む）を併せて提出すること。

（４）光熱及び水道の利用

本業務に必要な光熱及び水は、受注者が用意すること。ただし、業務計画書等により発注者の承諾を得た場合に限り、発注者の管理する施設の範囲において、無償で使用できる。

(5) 業務に必要な測定器具及び工具等

本業務の実施に必要な測定器具、工具等は受注者の負担とする。

(6) 完了報告及び検査

受注者は、業務が完了したときは、業務完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。

(7) 業務委託料の支払

ア 受注者は、前項の検査に合格したときは、速やかに当該検査対象部分に係る業務委託料の請求書を発注者に提出するものとする。

イ 発注者は、正当な請求書を受理した日から 30 日以内に業務委託料を支払うものとする。

ただし、発注者が業務委託料の支払いを行わないことに正当な理由があるときは、この限りでない。

(8) 業務上の留意事項

受注者は、作業を行う上で施設内の側溝等の既設構造物に損傷を与える恐れのある場合は、適切な方法で養生を行い、作業完了後には作業部分の後片付け及び清掃を行わなければならない。

また、施設内の側溝等の既設構造物を損傷又は汚染した場合は、施設担当者に速やかに報告し、既成にならない補修すること。ただし、摩耗等の経年劣化によるもの、あるいは構造上の欠陥と認められる場合はこの限りでない。

8 安全管理

ア 安全の確保

本業務の実施に当たっては、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）等の関連法規を遵守し、安全の確保に努めなければならない。

9 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。